

総務常任委員会会議録

[平成24年 6月15日開催]

南あわじ市議会

総務常任委員会会議録

日 時 平成24年 6月15日
午前10時00分 開会
午後 2時28分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	熊 田 司
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	原 口 育 大
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	廣 内 孝 次

欠席委員（1名）

議 長	楠 和 廣
-----	-------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	中 田 眞 一 郎
総 務 部 長	淵 本 幸 男
財 務 部 長	土 井 本 環
会計管理者次長兼会計課長	馬 部 総 一 郎

市長公室次長	橋本浩嗣
総務部次長兼選挙管理委員会書記長兼総合窓口センター統括	林光一
財務部次長	細川貴弘
次長兼監査委員事務局長	大瀬久和
市長公室課長	喜田憲夫
総務部総務課長	佃信良
総務部防災課長	松下良卓
総務部情報課長	富永文博
ケーブルネットワーク淡路所長	土肥一
財務部財政課長	神代充広
財務部管財課長	堤省司

II. 会議に付した事件

1. 付託案件	5
① 議案第48号 南あわじ市大学入学奨励金支給条例制定について	
② 議案第49号 南あわじ市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
③ 議案第50号 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	
④ 議案第51号 南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	
⑤ 議案第57号 物品売買契約の締結について（ケーブルテレビ）	
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について	4 7
3. その他	4 7

III. 会議録

総務常任委員会

平成24年 6月15日(金)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 2時28分)

○熊田 司委員長 皆さんおはようございます。

この南あわじ市におきましても、玉ネギの収穫から田植えと、農家の方にとっては一番大変な日々を迎えることになりました。何とかことしも、玉ネギの値段なりまた米が豊作になるよう祈る日々であります。それでは、座って失礼いたします。

執行部の市長よりあいさつがあります。

市長。

○市長(中田勝久) 皆さん、おはようございます。

今も、委員長さんからお話がありましたとおり、田園風景は玉ネギのおくでの収穫も、これからが中心ですが、ほぼわせ系統は全部終わっております。そういう値段的なものを私も期待する一人でございます。

きょうは、総務常任委員会の付託案件、すなわち48号議案から51号ないし57号、御審議を願うわけでございますが、よろしく願いをいたしたいと思っております。特に、議案第48号の関係が、私どもとしては皆さん方の御理解を得ながら適切妥当な願いをしたいと思っております。お手元にも、今、新しいPR、すなわちまだこれは文科省の認可がおりないと学生募集という名目では出せないというふう聞いております。ただ、こういう学校ができるんですよということは別段注意されないということで、学校側もいろいろそういうことを配慮しながら、また皆さん方のお手元にいつてる以外のこういう1枚もののパンフレットもつくって、学校なり一般のところがいろいろPRしていくことを聞いております。当然、皆さん御心配されてる生徒の募集、私も同じでございます。私も、ある、直接その生徒を持ってるところではございませんが、先般もその社長にもお目にかかって、農業に取り組んでこれからいくという民間企業ですので、何人かでも是非そこで勉強していただいて、会社のそういう将来展望の機をできるような生徒をそこでつくってくださいよということでお願いにいつてまいりました。

そんなことで、また議員の先生方も何かそういうような情報なり、またいろいろPR材料が今後必要であるということであれば、また積極的にお願いをしてまいりたいとこのように思っております。どうぞ、適切妥当な御決定をお願いいたしたいと思っております。

なお、このあとちょっとまた公務が入ってまして中座いたしますが、お許しのほどをよろしくお願いいたします。

○熊田 司委員長 それではどうぞ、市長。

それでは、ただいまから第43回定例会において当委員会に付託されました議案について審査を行います。

議案の審査にあたり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 付託案件

① 議案第48号 南あわじ市大学入学奨励金支給条例制定について

○熊田 司委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

まず、議案第48号、南あわじ市大学入学奨励金支給条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この奨励金ですが、大学に来てもらうということをお前提にしておるようですが、定住促進ということであれば、卒業後に定住してもらうということも大事かと思うんですけども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長(喜田憲和) 卒業後の定住ということも視野には入っております。2つ定住の考え方を持っております。1つは、この地域に全員がそろいますと、4年生そろいますと240名の学生が住む、ないしは通われます。その中で、地域と連携し、地域活性化に役立っていただくような形で地域が支援をしていくということの定着・定住。また卒業後、企業であったり地域の衰退しつつある農業の中で、大規模経営とか法人化をしながら定住していただけるような方向性で、こちらのほうで進めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 卒業後に定住化をしてもらうには、入学時に渡しきりの30万円というよりは、定住化をすれば返還免除というような奨励金であったり、奨学金であったりの方が有効ではないのでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 全国の事例では、そういう事例もあります。ありますが、現状今の案では財政面等も含めて、今、入学の奨励ということでこの案を挙げさせていただいて、免除等については、その他の優遇策については今のところ考えておりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、財政的に見ても、渡しきりよりは定着してもらうほうが、もらったときに免除することのほうが財政的にも安定するんじゃないんですか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 今の御質問の確認をさせていただきますが、卒業して定住をされた方について、また違うような、ごめんなさい。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、奨励金を渡しきりではなくて、定住をすれば返還は免除しますよと、貸与ですね、奨励金。貸与という考え方なんですよね。

医療系の学校、これは看護師の養成であったり、医師の養成であったりした場合なんですけども、多くはその大学が奨学金を準備をしたり、あるいは医療機関が奨学生として奨学金を準備したりして、その奨学金を出した病院であったり施設であったり、そこに就職をした場合にその病院から出した奨学金の免除ということで、医療スタッフの確保をするというようなことずっとやってると思うんですね。それで効果が上がってるという部分があると思うんですけれども。定住化を目的とするのであればですよ、定住化が最大の目的ということであるならば、最大というか大きな目的の一つであるとするならば、この奨励金についても、定住をすれば、永遠の定住でなくても5年でも10年でも結構です。ある程度の定住化をしていただければ、その奨励金は返還を免除しますという、そういう貸与という形もとれたんじゃないかということをお尋ねしとるわけなんです。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） このたび、御提案させていただくものにつきましては、入学奨励金という形にさせていただいております。今の蛭子委員の御質問の内容は、入学奨励金を貸与しながら、卒業されて定住されればそれを免除というような形の仕組みということかと思うんですけれども、現状においては、やはり学生としてでも定住をして地域に直接的な効果、あるいは援農システムへの貢献ということも視野に入れておりますので、現状においては、定住後の支援策ということについては、今後はどうか分かりませんが、現状においては考慮しておりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 つまり、第1条でいう目的の地域活性化、若者の定住促進を図るということでは効果が薄いと思うんです。やはり、定住化を促進するという、卒業してからが本番であると思うんですね、これは。学生というのは勉強するのが本分です。本分だと思っただけです。勉強して、学んで得た知識や技術をその地域創成に役に立てると。これがメインだろうと思うんですね。一番メインのところに対する対応というか、内容が非常に弱いというふうに思いますね、それではね。だから、定住していただくためのやっぱり違う手法も、これ当然必要になってくると思うんですね、追加で。そう思います。この第1の目的を達成しようと思うときに、とにかく勉強して何か知識や技術を身につけてもらえれば、ぼんやりとここに定住してくれるであろうという期待というのはちょっと見通しが甘いというふうに判断をいたしますが、その点いかにお考えでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 確かに、農業大学校あるいは医療大学において、地元の病院、あるいは地元で5年以上定着すれば云々というような制度は全国には事例としてございます。しかし、今私どもはまず開校を成功させて、それから定着をして、今、蛭子委員がおっしゃるような方向性も見出していきたいというふうに考えておりますので、まずはこの条例を制定をさせていただいて、今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、こういった事例ですね、地域における活性化のための大学

開設をされると。それに対して、自治体が入学奨励金というようなものを出してる事例というのは全国にどの程度ございますか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 件数は把握しておりませんが、例えば同様の法人では高梁市、延岡市さんが30万円の補助、同じようなものがあります。また、鳥取市でも入学奨励金と入居支援事業、あるいは石川県では、これも学生居住助成事業、先ほど申し上げました島根県の飯南町ですか、医療従事者で地元病院に勤めれば云々というような優遇策もあります。それから、栃木県等で月額1万円の留学生奨励金とか、神戸市でも少し行っております。また、千葉県でも行われております。そういうような事例が全国であります。

以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 医療系はよく聞くんですけども、鳥取県、石川県、島根県、いろいろ出ておりましたけれども、どういう傾向がございますか。共通した傾向はありますか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 医療系につきましては、やはり地方において医師不足、看護師不足、これをどう補うかの一環として、そういうような具体的な施策をとられてるよう感じしております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この、先ほど出された例は、医療系以外のものもあるということですね。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） ございます。例えば、竹田市の農業大学校では、先ほど申し上げましたように、5年間、自営農業者としてすればその貸与の奨励金を免除するというような部分もあります。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、5年間そこで農業に従事するなりしたら、返還免除というようについてるわけでしょ。それが定住化やということを僕は言うとするわけなんですよ。だから、そういう事例を見ながら何でやらないんですか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 今、先ほども申し上げたように、まず大学を開校して、きちっと地に足をつけて、その中で今後の検討課題としていきたいというふうに考えております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと、全国の例に学んでないなという印象がありますね。結局、市内に大学というのは吉備国際大学しか予定されておらんわけですから、吉備国際大学という一つの学校法人に対して支援をするという形になってるかと思うんですね。これは一般質問でも強調しましたがけれども、やはり農学部だけではこの世の中成り立たないわけなんですね、地域も。農業はもちろん基幹なんですけれども、やはり有能な人材を確保して、やはりその農業を軸としながらも、多面的な専門性やあるいは場合によっては海外とのつながりであるとか、こういった幅広い人材を育成していくという意味で、この市内にある大学じゃなくて、やはりこの地元の淡路三原高校を卒業した有能な人材に対して、将来地元に戻って来てもらって、大学で得た知識、専門学校で得た知識を生かしてもらおうというためにも、むしろそういう方々にも奨学金なりを貸与して、地元就職すれば返還免除するというような手法も、これは同時に考えていただかないと、地域創成農業ということであったとしても、これが本当に発展していくためにはやはりそれだけではいけない、幅広い人材育成、定住化に大いにつながっていくものであると思いますけれども、なぜそれをやらないのかちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 今現在、こちらに住所をおかれて、生活の実態をおかれた学生さんにおかれましては、通学補助という形でさせていただいてます。これにつきましては、金額が陸の港から舞子までだったと思いますが、定期で年間9万9,000円だ

ったと思います。数字はちょっと確認させていただきたいと思いますが、その4年間でしたら30万円よりも高額な補助というような形になってると認識しております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはもう当然そうなんですけども、その通学助成、当然お願いしたいと思うんですが、それは何人ぐらい今受けておられるんですか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 大学で23年度44名、短大で6名、専門学校・予備校で38名というような数字でございます。合計88名でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、大いにやってもらって結構だと思うんですけどね。ですから、幅広い方々、これは舞子、神戸、神戸中心ですよ。もっとたくさんいると思うんですよ。学校卒業した方々はね。このたびも、若手の職員で採用された方を見ますと、いろんな多面的なキャリアを持っておられますね。新入職員といいますか、多面的なキャリアを持っておられる。システムエンジニアの勉強されたり、建設会社でのキャリアを持って入ったり、結婚によって保健師として赴任されるというような方もおられると思うんですけども、本当に幅広い人材育成しようと思えば、どうしてもそういう育英奨学金、これまではずっとやってきたわけですから、南あわじ市になる前からね。これはやっぱりもっとやるべきであると。そして、地元就職をしてくれた場合に、そういう返還免除するという給付型、これはやっぱり大事な点になると思うんですね。通学できない範囲に行ってる方々に対しては、これは今はされてないわけですよ、南あわじ市はね。関東、京都、大阪、さまざまな全国にはたくさん大学があって、それぞれに学生はその専門性を磨こうとして一生懸命やってるわけですよ。ですから、そういう方々、有能な人材を本当に確保するという、そういう視点というのはやっぱり今こそ強めるべきではないかと思うんですね。その点で、やはり非常に偏った取り組みであるというふうに判断をいたします。何かお考えありますか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） このたび上程させていただいてる考え方としてですけれ

ども、定住にはやはりこの地で生活実態を有するというを一つの視野に入れております。いわゆる直接的な効果、アパートを借りるなりここで生活資材を購入して、多少なりとも経済を回すというような視点と、冒頭で申し上げましたように、240名の方々が、今、高齢化が進む収穫時期に援農システムとして入っていただいたり、また地域のボランティア、祭りに参加していただいて、地域活性化に貢献をしていただくというような形で、やはりこちらに住んでいただくということを視点に上程させていただいています。

また、今、蛭子委員が御提案いただきました関東、生活実態がなくあちらのほうで、遠くのほうで生活してUターンに対してどういう補助をするか、あるいはその要件をどうするかということについては、過去からいろんな考え方があろうかと思えますけれども、現状においては検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 検討課題では足らんとしますね。やはり、定住化を急いでやる、また今の現状を見れば、本当に少子化というのは、子育てということはいろいろやっておられますけれども、非常に偏在的にもなってきたり、地域によっては年寄りと猫しかおらんというようなことまでいわれるような地域も今生まれてきているわけですね。ですから、本当にこれは急ぐべき課題であると。本当に専門的知識を身につけて、実際に地域社会に貢献する人材の確保のための努力というのは今よりもおくらなければいけないと、もう本当に今が勝負という立場で考えるべきであるというふうに思います。これで終わります。

○熊田 司委員長 ほかに。
原口委員。

○原口育大委員 6条の(3)ですけれども、「休学・長期欠席等により、学業継続の見込みがないと認めるとき」とあるんですけれども、これはどういう方法で判断をすることになるのでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長(喜田憲和) 大学側とも、事例があるかどうかということで協議しております。その中で、休学・長期欠席で、病気あるいはインターンシップで違う業種に一たん就職というたらおかしいんですけれども、仕事につくなりいろいろとあるわけなんですけれども、この条文については、いわゆるこれは返還規定でございます。返還の対象にするケースと、ケースでない場合と考慮しなければなりません。それらについて、個別

案件で考慮していかなければならないんですけども、例えばお父さんお母さんが亡くなられて、家業を継ぐために長期休暇を取って休学をして云々とかという場合と、また刑事罰云々により、退学にはいきますけども、また違う事例によりという場合もありますので、個々の案件を見ながら考慮していくという形になろうかと思えます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 その個々というのは、「市長がやむを得ない事情があると認めたときはこの限りでない」というところに入ると思うんです。だから、この（３）の見込みがないと認めたときということについて、その判断はどういうふうな方法でどういうふうにされるのかなという。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） まず、大学側に問い合わせを定期的にする予定ではございますが、その中で在学の状況、それから休学をした場合のその理由、個人情報保護との兼ね合いもありますが、その情報を入手しながら、適切に判断していきたいというふうに考えております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 これは、例えば４年制だと８年かかって卒業してもええんやと思うんです。そうすると、その見込みがなくなるという時点というのはその辺に出てくると思うんですけど、その時点で大学側から何か、この子についてはもうちょっと８年以内とか、卒業できませんなという連絡が来て、それを適応するということですか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 基本的には大学の通学実態、勉強されている実態を把握した上で判断していくということになります。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 条文と直接関係ないんですけど、今、県に農業大学校２年制の、３年制やったかな、今ちょっと忘れたんですけど、あると。それで、そこは最近是非農家とい

うか、農家の後継者以外の方のほうが多いぐらいやと思うんですけど、就農というか、自分とこの家業を継ぐためにとかでそこへ行かれる方も多いと思うんですけど、その場合です、ね、今、民主党がやってる人・農地に関する施策でいくと、就農して5年間150万円もらえると。その準備期間として2年間150万円もらえるというのがあって、県のほうはもうその大学校についてはこれ県の認可なんで、もう県はそこを指定しとるわけですけども、うちの場合はまだ今から4年間の中で、後半の2年間が対象やと思いますから、もし認定されたとしてもまだ3年先の話なんですけど、そういう動きは是非取り入れないと、いうたら150万円もらいながら、農業大学校なんかやったら授業料安いはずですし、それで就農して5年間また150万円もらえるという施策につながっていくわけなんで、そういうことについても、ちょっとまだ先の話ですけど、検討されとるかどうかちょっと伺いたい。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 検討しております。市の農業振興部のほうから提案をいただきました。原口委員が、今申していただいた件です。これが、この大学で対象になるか、今おっしゃったように、3年生、4年生という部分で学習した内容がその内容になると。一般教養は、ちょっとというような部分もありましたけれども、そのお金の流れそれから要件等も再度調整しながら、できるだけそれを採用できるような方向で検討していきたいというふうに思っております。

先ほど、蛭子委員から最後にありましたように、Uターンでも戻っていただきたい、あるいは起業していただきたいわけなんですけど、やっぱりその種となる仕事場づくりがないと、Uターンの方々をなかなか戻ってこれるチャンスがないということで、できるだけそういう大学の先生方と農業法人も含め、また加工企業家等も含め、仕事場づくりをしながら、何とか少しでも定住の方向にもっていけるような基礎をつくれたらなという希望を持っております。

以上です。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 今の、その3年、4年からの分ですけど、今の時点ではまだ認可されてないんで直接的には無理やと思いますが、やはり県との交渉というか、やっぱり事前に準備するべきやと思うんですね。それが認可されて、それがうたえる時点になれば、例えばこの認可されて以降のパンフレットには、そういう制度が利用できますというようなことを、3年先であろうと最初からうたっていけないといけないと思うんですけど、そうい

う考えはありますか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） まさにそのとおりでありまして、活用できる制度はできるだけ活用していきたいと。今、大学4年制の中でどう認定されるかどうかという課題がございますので、制度上のことも詳しくはまだ勉強しきっておりませんので、今後考慮していきたいというふうに考えております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 まだ、あんまり準備してないみたいなんですけど、それは早急にやっていただくと。何かそれ以外に、そういうたぐいの何かことというのはあるんでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 今現在、新規就農ということで、金額はちょっと記憶薄ですので、1年目15万円月、2年目10万円とかという制度があります。それが、今、予算枠が少なく南あわじ市で一人と、金額はちょっと確認が必要なんですけど、そういう新規就農で定着をすればその対象になるということで、農業振興部あるいは普及センター、洲本農林等と協議をしながら選定委員会で選定をして、認定をしていくという制度もございます。

それから空き家関係で、居住をすることによって改修をしていくとか、それとか地域おこし協力隊というような形で、交付税算入できるような新規就農の部分も出てきておりますので、それらの制度をできるだけ活用できないかなど。直接大学と関係するものと、大学が支援しながら地域全体が取り組むべきものと区別は必要ですけれども、農業振興あるいは定住、後継者育成という視点から、そういう制度もできるだけ活用していきたいと、リンクしていきたいというふうに考えております。

○熊田 司委員長 よろしいですか。

では、ほかに。

北村委員。

○北村利夫委員 第2条からいきますと、市内の学生というのは問題なしやと思うんですけども、市外からの学生が非常に来てくれるかどうかという心配なんやと思うけども、

今、市内のいわゆる大学生が島外に行ってますよね。この人たちの人数なんていうのは把握できるんですか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 手元では、ちょっと、今、資料持っておりません。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 というのは、行ってる人多いと思うんやけども、ただ住所を持っていてる人という把握は、これもできてないんですか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 今、私のほうでの手元にはありません。ただ、例えば昨日も高校の校長会にお邪魔していろいろと御説明をさせていただく中で、洲本高校さんについては90数%が進学、淡路三原高校さんで2割、ちょっと数字申しわけないんですけど、少し就職される方が多いと。あと、淡路高校、実業も就職される方が多い。津名高校についても、進学は多いんですけども、少し就職される方が。それぞれの高校で少しばらつきといたしますか、当然かとは思いますがもありますので、それぞれの高校のデータを収集して把握するという形になろうと思います。県のほうで把握はされとると思いますけども。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ちょっと聞いたのと大分違うとは思うんやけども。というのは、結局これ住所変更しないと奨学金がもらえないと。奨励金はもらえないということなんで、今現在島外へ行って、持っていつてる人どれぐらいの比率があるのかなということも思っただけで。というのは、うちの孫なんかは持っていつてないと思うんよね。住所こっちにおいたままで大学へ行ってると思うんです。そやから、住民票毎月のやつ見たら、実際にいてる人数と違ってくるといのはそのことやろうというふうに思うんですけどね。

それと、この2条の中で、在学期間中その状態が継続すると見込まれると。というのは、在学してる間は継続が見込まれるということなんやけども、これは先ほどの話やないけども、どこでそういう判断するのかなと思うんですが、いかがですか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 基本的には、4年間在籍を視野に当然入れております。その中で、地域の貢献ということですので、これは基本的には個人の意志、あるいは通学実態という形になろうかと思えます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 今、言われたように、4年間の実績やと。からいきますと、やっぱり卒業してから奨学金を支給するとしたほうがいいんじゃないんですか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） それも検討させていただきました。しかしながら、やはりできれば、できればと言うよりも、この奨励金につきましてはまず最初に打ち出して、1年目に支出をさせていただきたい。それで、4年後というのはちょっと余りにも制度としては期間がたちすぎかなということで、今この条例案に書かせていただいていますように、4月中に住民基本台帳に記録していただいて、10月1日までの間は必ず居住をしていただいて、その後交付決定をうちながら請求行為に入りたいと。その折に、4年間在籍するというような意思を確認していきたいというふうに思っております。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これは先ほど出たやつなんですけども、やっぱり6条に返還の条例あるわけなんですけども、ただこれ市内の学生が返還のもし状態になったときというのは、割と返還してもらおうというのはある程度たやすいのかなというふうには思うんですけども、いわゆる島外から来た人については、なかなか返還命令出してももらえない可能性というのは高いんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） これは、もう努力義務というふうに思っております。確かに、その事例によっては難しい事例が出てくるかと思えます。また、その内容によっては、市長がやむを得ない事情と認めざるを得ない案件が出てくると思えます。そこら辺を踏まえて、職員として努力義務を課したいというふうに思えます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 努力義務ということなんですけども、これ市長がやむを得ない事情と
いうのはどういうことを想定されてるんですか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 先ほども申し上げたように、個々の実態をどう把握する
かというのはあるんですけども、学生さんの意志と反したところで、本人さんはもう学生
として勉強したいという意志がありながら、不可抗力あるいは外圧によりまして、何らか
の形で退学せざるを得ないという事例が出てきた場合に、市長がやむを得ない事情と判断
するように考えております。その事例については、やはり個々で判断しないと、それぞ
れの事例がいっぱい出てくると思います。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 せやから、そういった判断した事例が出るとそれが前例になって、ほ
んどそういう状況になってくるん違うかなという気もするんですけどね。ただ、返還さ
れない一番のポイントは、不幸なことですけども、その学生が一生が終わったときとい
うときじゃないかと思うんですけども、それ以外はなかなか市外の人については本当に努力
目標で終わってしまう可能性が高いんかなというふうに思います。終わるときです。

○熊田 司委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その返還の関係もあるんですが、先ほどの通学費の助成なんですけれ
ども、これ定住化ということで、在学中は当然通うということになるんですが、卒業後の
動向というのはどうなってるかつかんでおられますか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 確認をさせていただきますが、通学助成を補助した学生
さんの卒業後ということですね。それは、ちょっと現在手元に資料がございません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そんなもんつかめますか。つかめないと思うんですねこれ、なかなか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 指定された形で調査する実態にはなっておりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、やっぱりこの奨励金というのは、定住化よりも大学に学生を集めるということに重きをおいた制度だと言わざるを得ないですね、これは。というのは、学生を集めればいいという発想にとどまってるのと、とらわれてると言わざるを得ないですよ。とにかく学生が来たらいいんだと、何とかやるやろうと、こういう楽観的なものに貫かれた奨励金条例やと思いますよ。反論ありますか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） これは、学生に来ていただいて、地域との連携を深めながら、少しでも活性化につなげていきたいというための条例であります。例えば高梁市さんの場合は、通常人口構成が逆ピラミッドになっておりますが、高梁市さんの場合2,000人以上ですけれども、18歳から21歳ですか、その人口構成が極端に膨らんでおります。240人規模でしたら少ないと言われれば少ないんですけども、やはりその中で違う種まき、あるいは違う仕組みづくり、あるいは違うエネルギーが出てくると思います。そのために、まずは学生さんに入っていただいて、また本学部の趣旨に従ったすばらしい人材が育てていただいて、地域にあるいは全国に散っていただいて、農を主軸とした地域おこし再生に取り組んでいただいて、ネットワークをつなぎながら次の農政のあり方、あるいは農村のあり方につなげていこうという形で考えておりますので、やはり学生さんに来ていただいて、地域の活性化につなげていくということが主になっております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、人が主になってると、学生を集めることが主になってるものだという事を言ってるんです。同じこと言ってるんですよ。本当にすぐれた人材を育成する教育機関、大学舎も全国に本当にたくさんあります。世界中にありますよ、これはね。

だから、そういうすぐれた人材を確保するために奨学金どうですかというかいうことを言ってるわけで、何かやっぱりそういう中身としては非常にロマンチックな考え方かも知りませんが、現実には即したものになってない。今、南あわじ市で一つの人材確保、定住化ということについて見れば、これはこの奨励金で得られるものとしては2番、3番の目的というか、つけ足し的なものになってるんじゃないかなというふうに判断をいたします。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 私どもはそういうふうには考えておりません。昨日も、繰り返しますが、校長会で大学と高校との連携協定を結んでいただきたい。要は、大学の先生方が高校に入って無料で講座をする、あるいは学生さんたちが大学に入って無料でいろんな体験をするという連携協定を結ばせていただきたいという御依頼にあらせていただきました。そこで、支援策として入学金を3分の1免除というような大学の考え方が出てきておりますし、また大学の中では、人数は限定されておりますが、授業料から30万円の減免とか、それとか奨学金制度その他順正学園の教育ローン制度等も制度としてつくっておりますので、これらを十分に活用していただければというふうに思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 せっかく優秀な課長ですから、やっぱり定住化のために考えるオプションというのはまだまだあるということを受けとめていただいて、改善していただきたいと思います。このままでは、ちょっとやっぱりなかなか認められないというふうに判断をいたします。

○熊田 司委員長 ほかに。
原口委員。

○原口育大委員 今、いろいろ聞いてまして、まず高梁市と延岡市で同じようなことやってると。その実績とかはどんな状況でしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 高梁市の事例で、23年度で総人数259名。延岡市で、手元にある資料では54名になっております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、2条で「入学後1カ月を経過する日から、入学の日の属する年度の10月1日までの間市内に居住し」とあるんですけど、これは実際に手続としては住民票を移すタイミングとか、この補助金というか、これを受けるための手続とか、そういう時間的なタイミングというのはどんなふうなんが手続になるんでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） まだ確定しておりませんし、検討中でありますし、また大学とも協議をしておりますが、4月の開学のオリエンテーションのときに時間をくださいということをお願いをしております。その中で、ごみ捨て場とかそんなを含めた市内のオリエンテーション、あるいはこの奨励金をこういう制度がありますよという説明会、合わせて可能かどうか今まだ検討段階に入っておりませんが、住民票の異動につきましての手続について説明、あるいは手続がその場でできるかどうかの検討に入らせていただきたいというふうに思っております。その中で、4月中に住所を移していただきながら、10月1日基準日以降、交付決定、請求行為をするということです。

内容につきましては、学生さんの立場に立てば、まずは順正学園さん、大学に入学金を払ったあと、こちらは定住促進云々というこの条例の趣旨に従って、交付手続、申請手続に入るというふうに考えております。

以上です。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると、これの条文の読み方というのは、例えば10月1日までは手続等は住民票を移すだけであって、交付とかはもう10月1日以降になるということかなと思うんですけども、これ10月1日以降にもし住民票を出したような場合というのは出てこないわけですか。それは対象にならんわけですね。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 4月に説明した上で進めようとしておりますので、その時点で意志がないものについては対象外というふうに考えております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、10月1日までに住民票を移しとかんと対象にならないということですね。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 4月末、厳密に言えば、2週間ほどさかのぼって住民票の異動ができるようでございますので、今の段階では4月末、5月1日までにどのような形ではしております。そこら辺、今、最終の要綱を、今、作成中でございますので、検討中です。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、4月末までに移しとかんとあかんということですか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 基本的には、そういうふうな考え方でおります。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 ちょっと、だからこれ読んだだけやったら何となく10月の、僕の読み方なんですけど、10月1日までに住民票を移せば対象になるような気がしとったんですけど、5月1日あるいは2週間ということやったら5月14日になるんか、その辺までに移しとかんともうあかんということですね。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 2条1行目でありますように、入学後1カ月を経過する日から、入学の日の所属する年度の10月1日には市内に居住しなければならないということですので、これ文書法制上こういう表現というような形になってきておりますので、少しわかりにくいかもしれませんが、厳密に言いますと、簡単に言いますと4月中に異動していただきたいということです。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 何か、あとの10月1日までの間というのはいらんような気がするんですけど。取っついて、4月の何のためにいるんですかね、これ。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 生活実態、先ほどから何回も申し上げてますように、やはりこちらに住民票を移されて、生活実態を市内にあってほしいというような形です。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、その実態確認する期間が6カ月あると。そしたら、こんなことはないと思うんですけど、高校のときに住民票を持ってどこか外へ出て、市内の実家へ帰って入学するような場合というのは適用されるのでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 基本的には、その実態をどう調べるかというところになってくるかと思います。そこら辺については、大学等と、今、調整中でございます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 だから、その農業高校、今あんまりそういう呼び方しませんけど、農家の子弟で農業高校へ行こうと思って、ずっと遠いところの農業高校とか行ってる人おると思うんですよ。住民票あんまり移さんの違うかと思うんですけど、もし移してた場合に、その子が大学が地元に来たから地元の大学へ行こうかと。それで住民票持って帰ってきた場合は、この対象になるわけですね。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 基本的には、市内に住所を有して、市内に生活実態がある方については奨励金の支給対象にするということです。

○熊田 司委員長 ほかに。

廣内委員。

○廣内孝次委員　　今の継続で2条ですけども、これ「市内に居住し」ということが先にあって、それで住民基本台帳というような勘定の読み取り方ができるんやけども、逆と違うのかなという気がするんです。要するに、住民基本台帳でこの間市内におるとということが証明できて、かつ市内に居住しとるとというような勘定が普通じゃないかと思うんやけども、その点どうでしょうか。

○熊田　司委員長　　市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和）　　基本的には、繰り返して申しわけないんですけども、この条例の目的の1つに、生活実態を地域においていただいて、アパートあるいは生活資材を地元で買っていただくということが大きな目的の1つでもあります。それから、市として市民に補助といいますか、奨励金を支給するというような考え方でおりますので、基本的には住所変更しながら、実態を移していただくというふうな考え方でおります。

○熊田　司委員長　　財務部長。

○財務部長（土井本環）生活実態というのは、本来は国勢調査で交付税算入のカウントされます。先ほど北村委員さんが、住所を持っていっとるんやけども、国勢調査の関係ではどちらでカウントをされるのかなと。要は、その住民票だけ来とっても、国勢調査でカウントされないと交付税算入に影響がありますので、その点を重点的にここの住民においたということで御理解いただきたいと思います。

○熊田　司委員長　　廣内委員。

○廣内孝次委員　　この解釈の仕方によるんだと思うんですけど、そしたら4月から10月の1日まで居住しとったと、実際的に学校へ入って居住しとったと。住民票をそしたら9月に移したと。それでも出るという勘定かな。それはあかんはずやと思うねんけども、いかがでしょうか。

○熊田　司委員長　　市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和）　　今おっしゃるように、10月1日までは必ずおいていただく。それから支給手続に入るということですね。10月1日にかかわらず、4年間お

いていただくのが大原則でございます。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 言いよるんはね、かつでいっとるから、それは当然入学の日から10月1日にかかってくるんやろけども、これが読み方によればそういう誤解も出るんと違うかなと。居住の事実があって、この10月1日までの期間に住民票を完全に移してもいけると違うかなと、こう逆の考え方今ちょっとしてんけどね。それは当然認められへんということになるんだらうという理解はしとんねんけども、そういう妙な取り方もされる可能性があるんじゃないかと思って今ちょっと言うとるだけです。いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 悪意の申請者に対してどう対処するかということかと思いますが、それらについては、基本的にはこのすばらしい地で学ぶという方々については、そういう方はいらっしゃらないというふうには思っておりますが、それらについては情報収集しながら適切な対処をしていきたいというふうに考えております。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 優先されるのは、居住しとるという条件が第一やと思うんですけども、ちょっと見方、僕の見方がちょっと変なんかもわからへんねんけども、かつやからイコールになるという理解はするんやけども、先に来たほうがええん違うか。住民票も当然、居住するんもそうやし、住民票も移してないといけんませんよというような、もうちょっと明確にここをしたほうが誤解が生まれにくいんと違うかなという観点で今ちょっと言わせてもろたんです。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 基本的には市内に居住しというのは、土井本部長が申し上げたように、いろんな施策上の基本的なデータ上の話もありますし、それを主体的にしていきたいというようなことがあります。その基本的な証拠書面として、住民基本台帳というものが出てくるというふうに理解をしております。

○熊田 司委員長 ほかに、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより、委員間討議を行います。

まず、柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 蛭子委員のほうの話で、最初に定住促進という話を目的かのように話がされたのは、私はやっぱり今の状況から考えると、定員確保これが必要条件だと思うんです。だから、あくまで必要条件を満たすためのアクションということで、これは私はこれでいいと思うんです。島内に残ってもらうというのは、やっぱり十分条件だと思うんです。だから、最もいいのは、それは定員確保して、地域の活性化につながって定住してもらうのが必要十分ですけど、あんまり十分条件の側のほうを強調して、卒業後に返還をすとかせんとかいう話じゃなくて、やっぱりあくまで必要条件を満たすためにはやっぱり入学金、まずは定員確保のためのアクションと、私はそんなふうに考えて聞いておりました。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆるこの条文の第1条、これ柏木委員によく読んでほしいんやけども、「定住促進を図ることを目的とする」この条例の目的はそこなんやね。でも、実態は結局学校応援やというふうに思ってしまうんやね。それと、僕は出すことについては別段違和感はないんよ。ただ、これは卒業した人に出してあげるとというのが本筋かなというふうには思ってます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、評価ですわね。事業した評価が出てくると。この事業の目的が、その定住促進という柱が書かれているわけですから、それにつながる効果ある対策というのがやっぱりこの条例の中に盛り込まれていないと、そもそもがやっぱり欠陥があると言わざるを得ないですね。ですから、柏木委員は取り合えず大学がうまく運営できることが第一義的であって、その次に来るのは第二義的だからというようなお考えなんですけれども、これは先ほどの話じゃないですけども必要十分条件の、それはどちらも整わないと、やはりこの事業としての目的は達せられないと思いますので、もし定住促進というものがここで目的がかかるのであれば、さらに定住促進を進める事業がもう一本必要にな

ってくると思うんですよ。その定住促進の事業というのは、今のところ子育て支援ということでありましてけれども、新たなものというのは出てきていないという現状だと思いますので、やはりこれは大学を応援するという、大学応援プログラムであるというこういう受けとめをしての判断ということになるかと思えます。ですから、本当の意味で定住促進につながる事業をしっかりとやっていただきたいということですね。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 私の言いたいこともそうです。今の段階といいますか、十分条件側のほうをどんどんどんどんあんまりいわないで、あくまでこれはこれとして、やっぱりその定員が確保されてその地域活性化につながることは間違いないんで、これは一つの目的ですから、あとは定住促進というのはその後そのためのアクション、政策を考えていくというこういうことで、今、蛭子委員が言われたような格好で、さらに今度は定住促進のための政策をやっぱりおって考えていくということじゃないかと思ってます。だから、一番いいのは定住に転換されて定住するというのは間違いないことなんですけど、今その定住促進側のことあんまり重点しなくてもいいじゃないかというのが私の思いだったわけです。ただ、蛭子委員、今、言われたように、是非そんな方向でと思えます。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 先ほど、定住促進という話が出ましたけども、これ恐らく大学へ来やすい、定員いっぱいまで来てもらえるような態勢を、やはり地域でつくっていくという意味においてはやはり意味があると。その中で、やはり地域がどれだけ大学生に対してのここは住みやすい、いろいろなことができやすい土地であるかというPRをすれば、やはり定住促進につながっていくんじゃないかと思うんで、やはりこういうような制度は必要だと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 延岡市でもやられている、それから高梁市でもやられてる、これは吉備国際大学でやっている中で、行政の応援をしてもらってやっているということで、これが平成23年から、高梁市では22年以前はなかったんですね。それまでの間、吉備国際大学が非常に定員割れをしてくるという非常に危機感の中での対応もあったかに思うんですけども、学生が集まってもらうということは、大学にとっても市にとってもメリットがあるという話で、それはそれで確かにそういう部分は否めないと思えます。しかしなが

ら、この大学の経営状況を見れば、非常に厳しい環境の中であってこれからどのような努力がされていくのか、それは注目したいと思うんですけども。例えばこの奨励金、先ほどの何か特別の事情の中で、条件にそぐわない場合への対応というのがちょっと不明確であるかなど。取りたてに行かなあかんというような話にもなってきた場合、どうやって取りたてに行くのかなどというのがちょっと。これは悪いケースのことなんですけども、そういうことも想定しておかないといけないと思うんですけどもね。収税課いうわけでもない、だれが行くのかなどというようなところにちょっと疑問を今持っておるんですけども。いろいろ不備のある内容で、条例としてもやっぱり欠陥があるというふうに思います。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、農に関する関心というか、ちょっと前の新聞だと、東京のほうで農業者大学校の受け皿やと思いますけど、企業200社ほどで連携して、2年制の専門学校、大学校みたいなのをつくと。その場合は、その協賛した企業から、幅広い農業に関する流通から、生産から、販売からいろんな分野のプロパーというか、専門家が入って実践教育をするというふうなものが出てました。そこの定員はごく知れた数でしたけども。また、どこかの有名私立大学も別途農学部の新設ということも検討されとると。そういうところに負けないように学生を集めていただいて、実績を上げていただかないといかんというふうに思ってますので、これもその一つのツールやと思いますけども、開学してからの、今までは企業誘致として産業振興部の中でやってきたり、あるいは、今、募集のためのいろんな相談とかで市長公室で担当したりしてますけど、開学してから実際に運営していく中で、農業振興部になるのかどこになるのか知りませんが、やっぱりしっかりと連携がとれるような部署というか組織づくりを市のほうもしておかないと、開学したわと、あとは成り行き任せでは困るなというふうに思います。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 行政の応援ということですけども、こっだけ応援せんとあかんというのはなかなかつらいものがあるという印象ですね。大学に対してね。私はそういう印象を持っております。

半官半民みたいなことになるのかならないのか、今後ちょっとそういう面でちょっと心配があるということですね。それは、高梁市のほうで実際的にそこまでいかないけど、かなりその20億円から始まって、大体60億円ぐらいまでのウナギ登りというような歯どめがなかなかかからなかったというようなことも例として聞いておりますので、そういっ

た面で不安の要素を強く持つてるといことです。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 これ、ちょっと、今、地名は忘れたんですけど、北海道のどこかの町で、専門高校みたいなのを町立でつくって、まだ最近やと思うんですけど開学してやっています。そこは加工に特化して、もう加工技術を専門に、そこを卒業したらそういうところへの就職率がぐっと本当によくなると。言うたら、延岡市の場合も看護の分野の薬剤師か何かの合格率高かったというような話だったんですけど、それはもう厳しい中で、受かる見込みのない子は受けさせへんみたいなこともあると思うんですけど、その町立だったと思うんですけど、高校みたいなものをその町の財政の中で運営してやってるようなのもちょっと新聞で見て、ある意味特化して本当に卒業生がその技術を身につけて、そういうところに就職もできるというふうなことであればいいなど。昔は、よう企業とかが学校持っていて、そのまま中学校からその企業の学校へ行って、その会社に就職して活躍するというのがありましたけど、直接それとはあれなんですけど、この農業についてもそういうふうな連携というか、ことができたらいいなというふうには思っています。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 行政がここまで補助せないかんのかという話ですけど、実際は顕在化してるのはこれだけですけどね。もっとも、その志知校跡地の問題もありますけどね。やっぱり、私も高校2年生とかおる親御さんとかと会うと「どうですか」と言うんですけどね、あんまりいい反応はないんですよ。ただ、やっぱりこれはいい反応がないというか、あそこはいかんとかそんな話がさっと返されるんですね、違うとこ行かせる。やっぱり、そういう状況もよく踏まえた上で、行政もやっぱり、我々ももちろんそういう格好はできたとしても、やっぱりできることは行政の支援だと思っんです。だから、それはどこまでお金かかるのか、そんな何十億円もかかるような話までいかないと思うんですけど、やっぱりそれはそれとして、行政はそれほどほどに定員確保というためにはやっぱりやらないといけないと、それを否定してしまうとどうかと私は思いますが。

○熊田 司委員長 ほかに、意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第48号、南あわじ市大学入学奨励金支給条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○熊田 司委員長 挙手多数であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時20分とさせていただきます。

(休憩 午前11時10分)

(再開 午前11時20分)

② 議案第49号 南あわじ市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○熊田 司委員長 それでは、再開をいたします。

次に、議案第49号、南あわじ市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第49号、南あわじ市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○熊田 司委員長 挙手多数であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③ 議案第50号 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○熊田 司委員長 次に、議案第50号、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第50号、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○熊田 司委員長 挙手多数であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

④ 議案第51号 南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定
について

○熊田 司委員長 次に、議案第51号、南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部
を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第51号、南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定につ
いて、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○熊田 司委員長 挙手多数であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案第57号 物品売買契約の締結について（ケーブルテレビ）

○熊田 司委員長 次に、議案第57号、物品売買契約の締結について（ケーブルテレ
ビ）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 まず、この I P 端末、告知端末の累計購入数と設置台数、それから現在の在庫数、この 5 0 0 台購入する前の状態として、それをまずお聞きしたいんですが。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 現在の在庫数については、9 0 台余りでございます。それから、設置台数といたしまして、現在のところ約 8, 9 0 0 台ということです。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 ということは、累計購入はどれぐらい。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 累計購入は、8, 9 0 0 台とそれから今 1 0 0 台余りありますんで、9, 0 0 0 台余りというようなことでございます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 この 9 0 台、去年の 6 月議会でもこれは 5 0 0 台購入したんですけども、これは故障交換というような意味もあったというふうにお聞きしたんですが、そのうち故障交換したのは何台ぐらいですか。去年 6 月議会で 5 0 0 台購入した、今現在 9 0 台ということは、その 4 1 0 台というのは、その当時の在庫もあったかと思うんですけど、その分は新規加入にあてたのか、交換にあてたのか、故障にあてたのかというのはどうですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 新規の部分については、去年度アナログ停波ということで、新規用については約 4 0 0 台配布しております。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 故障交換は。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 故障交換のほうについては、去年雷のほうが発生しておりまして、数十台交換というような部分がありました。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 よく故障するという話を今までも出てたんですけども、そのためには日々改良してるという話出てましたけど、その故障率というのははじいてます。南あわじ市における、この端末の故障率。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 故障率というのは、特段はじいておりませんけれども、去年度1年間かけてIPの告知端末を、緑・西淡エリアで故障が多く発生したので、交換というふうなことをさせていただいたところでございます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 何台故障ですか。8,900台、今、設置しとるといって言えば。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） ちょっとお待ちいただけますか。7,000台程度でございます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 故障台数ですよ。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 交換したのが7,000台でございます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 そしたら故障じゃなくて、いわゆる旧端末を交換したという意味ですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） I Pの告知端末を交換した台数でございます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 故障としては。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 故障する可能性がございましたので、交換させていただいたものでございます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 じゃあ、故障だからというのは、これはメーカー側のほうで当然無償交換するのが普通だと思うんですけど、その辺どないなってます。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） ただいま、所長がおっしゃったのは、整備当時不具合があるというようなことで、一斉して交換したという事例です。それで、その後の修理交換については、落雷等によるものがほとんどでして、数十件というようなところかと思えます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 一斉交換というのは、じゃあもう故障が見込まれるんで一斉交換、7,000台したということですか。それは、全部買い取ったんですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 業者のほうで、これは無償交換ということで、交換まで業者のほうでやっていただいたものでございます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 その故障原因によるかと思うんですけども、メーカー責任、ユーザー責任あると思うんですけども、その場合はどんな格好で故障は交換していく条件でメーカーと話してますか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） メーカー補償については、通常は1年間ですけれども、このIP告知端末機については、故障が多く見られた部分がございますので、一斉交換という形を業者をお願いして、業者もこれを受託していただいてやっていただいたというようなことでございます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 交換は交換としておいといて、これから故障が結構多く出て日々改良してるという話がありましたけど、その辺についての故障交換の条件というのはどんなにしていますか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 配布したIP告知端末が、通常の故障ではないというふうな形で、パーセンテージ的には約5%だったかと思うんですけども、その部分がそういう形で多く見られる場合については、交換していただけるということで合意をした部分で交換させていただいたものでございます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 もう少しわかりやすく、その交換の条件。メーカーと。故障した場合の交換、無償交換なのか有償交換なのかという話です。どんな条件の場合は有償でというのになってますか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） この部分については、IPの告知端末機の蓄電器の不具合というようなものでございまして、その部分多く故障が発生したものでございますので、故障交換をさせていただいたものでございます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 私の質問は、メーカー責任かユーザー責任かによって、その辺あるいはその購入後の期間とか、何かそういう格好での交換の条件というのは。単純なことでいいんです。

○熊田 司委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 通常の故障ということで、補償を受けるのは1年間です。それ以降は、通常修理ということで、対価を払って修理を行います。

今回のこの一斉交換については、内部のモデムの中にあるコンデンサーの部品が不良であるということが判明しました。それで、その発生の頻度が非常に高いということで、一斉交換という形で、補償期間に関係なく対応をしていただいたというふうに理解しております。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 ちょっと故障の話、故障率の問題も実はあるんですけども、1年過ぎれば基本的にはやっぱり購入側のほうが一切修理なり交換をしていくという、そんな話になつとるということ、要するに補償期間過ぎればということですね。

これ、もう一つ素朴に聞くんですけど、なぜこれ買い取りなんですかね、これ。買い取りか、世の中にはリース・レンタルという手段があって、いっぱいそういう方法を使いながらやつとるんですけども、全部買い取つとるということについては、なぜ買い取りなんですか。

○熊田 司委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） お答えになるかわからないんですけども、平成17年から19年度の事業の中で、交付金等を受けるという条件の中で、買い取りがよいというふうに判断したものと考えております。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 本当はなぜということを知りたいんですけども、例えばこれからこの提案書によりますと、6,500台これから順番に全部旧告知端末を変えていくわけですね、新IP端末に。ということですよ。これ、6,500台をじゃあ単価で4万3,000円、前回5万円でしたけども、延々と変えていって全部入れかえるんですか。そうすると、約3億円ぐらいかかるんですけども、どんどんどんどん買いかえ買いかえ、新規購入購入していって、そうこうしてるうちに去年500台、ことし500台とやってますと10年以上かかると思うんですけども。そうすると、またたちまちもう10年後には新しい性能的なもの、科学的にも新しいものが出てきて、また買いかえないかというものが繰り返してるんじゃないかと思うんですけど。そういうときには、やっぱりよくやるのはレンタルあるいはリース、要するにレンタルだったら、故障頻度がバージョンアップした場合は全部自動的に交換できますよね。そういう方法をどうしてとらないんですかね。

○熊田 司委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） まず、前半のこれから旧の西淡・三原の分を全部変えていくかという御質問でございますけれども、このシステムにつきましては、旧三原・西淡に整備したのものについてはもう10年を過ぎております。それで、システム全体として若干老朽化してるという事情がございます。それで、当然一つの方法としては現行の白色をしたIP告知端末に変えていくという方法もあるんですけども、この機種自身についても、メーカーのほうの製造についてまた新しい形での提携をしたい、新しい機器を提供したいというような提案もございます。我々としては、その一斉のシステムの交換と、この現行のシステムの後継の機種とのどういう形で一番進んでいくのがいいかということについて提案を聞きながら、今、検討をしてるところでございます。ですから、この6,500台をこのままずっとIP告知端末に変えていくかという御質問については、そのようにはならないと考えます。

それから、レンタルという部分でございますけれども、これは恐らく契約のいろいろな

形態によって違うと思うんですけれども、通常短い期間レンタルするのであれば、一時的に借りてまたお返しをするというのが成立すると思うんですけれども、少なくともこの機器については5年以上各家庭で使うという形になりますので、レンタルという形での契約はなかなか難しいのではないかと考えております。

以上です。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 まず、6,500台は別に変えるような方向ではないということですか。残ってる三原とか、私の家にもあるようなやつは。

○熊田 司委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 今、提案させていただいておりますIP告知端末機への交換は、今年度とかは続けますけれども、近い将来別な形のシステムへの移行が必要であると認識しております。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 そうすると、今8,900台ほどは稼働中とありましたよね。それとはまた新しい機種が入っていくんですか。

○熊田 司委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） その点について、今、業者からの提案をしてもらい、吟味をしているところでございます。可能性としては、今の現行のIP告知端末機を継続して使うのにプラスして、旧の西淡・三原で使っているものをより新しい形の端末に変えるというのが一つだと思いますけれども、御承知のようにこのITの機器の世界はどんどん変わっておりますので、そこら辺の最新のものをどのような形がいいかということを検討するという段階でございます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 これは、この辺も余りこの中であれなんですけど、一般的には一つの投資案件考える場合ですと、そのA案、B案、C案といろいろあって、それで今回買

い取りがいいと。今後の方向はこうだという格好が示してもらえば非常によくわかるんですけどね。だから、そのレンタルということに関してちょっとまだよくわからない、どうして買い取りなのかというような話もよくわからないところがあります。

ただ、もう一つだけ、ちょっとおいときますけどね。これ、どうしてもこれ富士通でないという話がどうしてもあるんですね、これ。これ、どの辺においてこの富士通でないとだめなんですか。そこをもう少しわかるように、ちょっと説明願いたいんですけどね。

○熊田 司委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） これも、十分な御説明ができるかどうかわかりませんが、確かに言葉としては、IPというインターネットで使う通信方式でやり取りをしますというのは確かにそうなんだと思いますけれども、やはりどうしてもほかのメーカーですと、どうしても使用上の細かいことになると、信号の制御信号とかいろいろと細かいところが異なります。どうしてもそれを両方使うとなると、その部分の連携をするような仕組みが必要になります。ですから、こういう形で、一社という形での提案をさせていただいております。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 じゃあ、富士通ならではのというのは、そのIPのプロトコルの部分が違うということによるわけですか。何かホストなり、端末側のアプリ部分の何かが富士通ではだめなのか、どの辺がどうなんですか。

○熊田 司委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） プロトコルという部分では、恐らく同じ手順をとっていると思いますけれども、やはりどうしてもそういう物理的な機器ですので、実際つないでうまくいきませんかという部分については、メーカー側からすれば補償できませんよという部分も出てきます。ですから、仮に無理をしてほかのメーカーのを入れたとして何か障害が起こった場合、じゃあどちらの責任ですかというふうなことになってくる部分もあるかと思っております。そういうことで理解しております。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 変えて変えれんことないという意味ですか、じゃあ今の話は。

○熊田 司委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） ほかのメーカー様にも聞いたことはありますけれども、実際そのほかのメーカーさんも、「じゃあ、そのまま使いますか」というと「そうでもない」とおっしゃいますので、ほかのメーカーでは支障が起こる可能性が高いと理解しております。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 あんまり論理的じゃないと思うんですよ。じゃあ、具体的にどの部分でどんな支障、それはどんな障害が起こるかかわからんといったら、これはもう何も使えませんというんじゃないくて、具体的にこういう部分が違うんで、富士通はやっぱり富士通固有の問題があるということで、だから使うというそういう話して、もし仮にそれで解消するとしたら、どれだけ修正経費とか何かかかるのかという、そんな話は検討されてないんですか。

○熊田 司委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 実は、先ほど申し上げた後継の機種という呼び方しますが、後継の機種についていろいろ検討する中で、他社の提案も聞いておるわけでございますけれども、やはりそれはどうしても、今、現行のシステムと新しい別な会社のシステムを連携させる分については、やはりそれ相当の経費が必要ですよというふうなことを聞いております。そういうことで、私どもは理解をしております。ただ、もし必要であれば、議員さんの納得いくような形での回答を業者等に求めることは可能であると考えます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 私は、これから先わかりませんが、旧端末を変えていくと、途中まで残ったやつだけでも3億円ぐらい。また年度が来ると、今の恐らく1万7,000台ぐらいの加入率から見ると、台数を全部変えていくわけですよ。そうすると、またたちまち7億円、8億円というお金が何年間も出てくるという話ですから、それ相応の変更が必要だという部分について、やっぱり私はもう少し納得できるような、だから富士通で今後もいきますというような、何かその部分は是非説明ほしいなというふうに思うんですけどね。ただ、多分、今、回答ないと思うんですけどね。

何か、インターネットとかで見てましても、IPの告知端末ということで検索してましても、富士通という言葉どこも出てこないんですよ。大きなのでNECなりがばんばん出てきましてね。だから、もう少しオープンな世界じゃないかとずっと思っておるんですけど。何でその富士通なのかというのが、やっぱり私はまだいまだによく。もう少しオープンにしようとしたら、どれぐらいかかるのかという話があってはじめて、この随意契約という話が成り立つんじゃないかと私は絶えず思ってます。ちょっと、ほかの方も思うんで、私は一たんここで切ります、この話。

○熊田 司委員長 ほかに質疑。
北村委員。

○北村利夫委員 今、柏木委員からいろいろあったと思うんですが、いわゆる互換性がないということですから、市場原理が働かない価格ということで、本当にこの随意契約が適正な価格かどうかというのが判断できないんですよ。もう言われたら、そうですかという話になってくるわけですけども、これについてやっぱり柏木委員もしつこいように言うてましたけども、やっぱり互換性のある機種というのにいずれ変えていかなあかんの違うかなと。ただ、その時期というのは、多分サーバーの交換時期やろうというふうに思うんですけども、このサーバーの交換時期というのはいつぐらいになるんですか。

○熊田 司委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） まず、現行の機種ですけども、現行の平成19年に整備した
ものについては、平成25年までが延長の保守期間であると聞いております。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、その25年が一つの目安になると思うんですけども、
サーバーをそれはすっぱり変えるのと、互換性のあるものに変えるのと、いわゆる費用対
効果という話になってくると思うんですけど。ただ、そのときにまた端末の問題が出てき
ますよね。これはどのように考えますか。

○熊田 司委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 端末につきましては、よく御承知の部分もあるかもわからな
いんですけども、今もスマートフォンとか、そういう一般にも流通してる機器も利用できる

ような仕組みになっていく可能性が高いというふうに聞いてます。ですから、ただそれを皆様にどういうふうな形で提供するかというようなもちろん問題あるんですけども、現行の機器のような価格ではなくなってくるんであろうとは考えています。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それと、今、洲本のほうのやつとの互換性というのも、これも全然ないんですか。

○熊田 司委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 洲本の音声告知のことをございますか。確か、向こうは今N E Cさんだったと思いますけども、互換というかその分はないと考えると。ただ、電話連携については、機器を相對するというか相對で整備をして、内容というかその信号を交換する形で整備したということをございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 このI Pもそういう形にはできないんですか。

○熊田 司委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 端末ですので、その御家庭に、例えば今置いてあるA社のものをB社と振りかえてそのまま使えるかということになりますと、やはり難しい部分があるんだろうと考えると。センター側でそれを調整できるのであれば可能性はあると考えると。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 終わるときです。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。
柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 この富士通ネットワークソリューションズに対しては保守料を払

ってると思うんですけど、保守料は幾ら払ってます。この端末が8,900台あると。その保守料というのは発生しとるんですか。ケーブルの特別会計のほうだと思うんですけどね。富士通ネットワークソリューションズに対する、IP告知端末を含めた保守料、保守委託料は幾ら払ってますかということです。

○熊田 司委員長 保守委託料。
ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 保守のほうについては、パナソニックのほうに一括してお願いしてる部分でございますけれども、その部分については4,000万円程度というふうな委託料でございます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 4,000万円はわかりました。私もそういう確認しとるんですけど。パナソニックに委託してるんですか。じゃあ、富士通はもうハード供給だけなんですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 相対的な部分については、パナソニックのほうに委託をしております。個々の部分の告知端末機が故障した場合とかについては、その分を富士通のほうに引き取っていただいて、内容をどういう部分で故障したかということ修繕、その告知端末機のほうについては、単品の部分については修繕のほうは富士通のほうにさせていただいております。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 通常、こういう端末というのは1台あたり年間幾らとかいって保守料払うと思うんですけどね。その1台あたり、大体幾ら払ってます。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 雷故障については、全損という形でございますので、1台あたり全額。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 いや、保守料。契約です。年間契約としての保守料です。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 告知端末の保守料については、支払っておりません。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 わかりました。端末については払ってないと。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。挙手の上、よろしく願いいたします。

討議ございませんか。

柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 皆さんどう思われますか。私は、やっぱりこういう端末とか投資案件がぽんぽん出てくるのは本当に納得できない格好で、通常の社内の稟議とかいう場合ですともういろいろ比較検討して、あるいは改造する前の投資とのバランスとかのことを考えながら、やっぱりこれが一番ベストな対応ですということを持ってくるのが普通だと思うんで、何かこういうのは安易にはい2,000万円、はいまた2,500万円ということで、これがどんだんどんだん続くんじゃないかという、こういうこと本当にこれでいいんでしょうかという。もう少しこういうものと、IP告知端末は富士通しかだめですとかね、こういう話で本当にこれを通していいのかなというふうに私は、一般的な投資と考えた場合どうもそんな、前はそんなこと思いながらも手を挙げましたけどね。その辺どうでしょうかね。ちょっと御意見を。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 先ほども言いましたけども、いわゆる競争原理が働けへんというのは一番やっぱり問題かなというふうに思います。ただ、これは議会も通しとるよってに、あんまり大きな声では言えないんですけども、いわゆる互換性がない製品というのは、本当にその製品が市場で受け入れられてるのかどうかというのも問題ですし。

それと、やっぱり随意契約ということで、適正な価格というのがなかなか把握はできない。それも一つの大きな問題やろうなというふうに思いますんで、ただ入札にせえというたって、競争相手がいないということやから、これこそ本当に不平等な感じがしてなりません。

以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 コンピューターのことを考えてみたときに、昔はメインフレームでIBM製、富士通製とかいっているような企画があって、家庭に入るまでハードルは高かったんですけども、今、共通のプラットフォームができて、非常にそれを梃にしてパソコンの端末というのは非常に安くなってるという、こういうそのメーカー間の規格の統一ができれば、柏木委員おっしゃるようなことっていうのは可能になるかと思うんですけど、今、共通のプラットフォームがこのケーブルのネットワークの中にはまだ存在していないような印象があるんですね。ここで判断するとしたら、そういう共通のプラットフォームがない中で、信頼性のあるメーカーを選定し直すということは可能かどうかと。それは、コストパフォーマンスの問題もあると思うんですけども、そういうことを今後研究する必要があるのかなと思うんですけども、現状で言えば、それはもうこれはもう推測の域なんですけど、メーカーに対してケーブルネットワークの規格の統一化を求めていくようなことであったりとか、互換性を高めるようにするというような要望であったりとか、こういうのをメーカーに突きつけていくということが、今、我々のとるべき道かなと。現状は認めざるを得ないのかなという印象を持っとるんですけども。

○熊田 司委員長 ほかに。
原口委員。

○原口育大委員 あんまり、私難しいことわからんのですけど、ずっと前にAEDとかを何でレンタルとかリースせえへんのかなと聞いたことがあるんですけど、あれも必要かと言われたらもうそれはあるにこしたことはないんで、もう置いとかんとあかんみたいにして置くわけですけど、実際には私リースにして、セコムなんかやってるリースだったら、

ずっと24時間電話対応もしてくれるとか盗難補償がつくとか、いろんな意味ではそっこのほうが上のような気がしたことがありました。

また、この前緊急通報システムをちょっと調べたときも、もうずっと昔に整備されたままで、そのメーカー以外は相変わらず使えないと。それは、消防とのシステムがそういうふうになつとるみたいで、今、整備しとる分ごそつとやり変えるんでなければ難しいんかなとは思いますが、こんだけスマートフォンとかいろいろ発達してくる中で、いまだにあれが1台7万5,000円か何かやったような気がするんですけど、そんなものでないとおちよつとないと。これは先ほどの話と一緒にごそつとやり変えるコストと、そこは検討せなあかんようにはなるとは思うんですけど、そういう過渡期というかまだまだもうちょつと時間がかかるんかなとは思いますが、そういうことも十分情報課はいろいろ考えながらやってくれとると思ってます。特に、新庁舎になってシステムをどうするかというようなことについても、いろいろ考えてくれてるようには聞いてますんで、ただ、今、柏木委員提起したようなそういうこと、あるいは北村委員が提起したような競争原理の部分とか、そういうことについてはやっぱり十分留意して、いろんなことはやってほしいなというふうに思います。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 私が心配しとんのは、ちょっとまだはっきり回答わからなかったんですけど、これから6,500台をまた毎年毎年これから変えていくという方向じゃないということを知りましたけどね。そうすると、もう本当にこれを交換するだけでも約3億円ほどかかってしまうんですね、6,500台変えとると、このままの単価で。そうこうするうちに、またじゃあ整合性をとるのに新しい機械が入り、何かしとるうちにまた1万7,000台を買えていかないかんという、これだけの繰り返し投資繰り返し投資ということは、相当な全部変えたら本当に7億円、8億円あつという間に端末だけに飛んでしまうという話、もうこれ全部市民の税金ですからね、税金として一般会計からケーブルに繰り入れてるわけですから。その辺のところはどうしてもまだしっくりいかない部分があるんです。だから、やっぱりこういうことのないように、もう少し本当に先の見通しも立て、なおかつ互換性がやっぱりこれしかないんだということの説得力がないというのがどうしても印象としてあつて、ちょっとどうしようかと迷います。

○熊田 司委員長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第57号、物品売買契約の締結について(ケーブルテレビ)を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○熊田 司委員長 挙手多数であります。
よって、議案第57号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。
お諮りいたします。
6月21日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらいいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」の声あり)

○熊田 司委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○熊田 司委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題をします。
お手元に配付の、閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、議長に申し出することとします。

3. その他

○熊田 司委員長 次に、その他に入ります。
ここで、蛭子委員より。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　大飯原子力発電所の再稼働の再考を求めるということで、これはまだこれからの話になるかと思うんですけども、柱としては大飯原発再稼働ということで、福井県知事も、大飯町議会も、町長もこれは認めるということではいっとるわけですけども、現状でいえば、もう安全性の確保ということはもう二の次三の次ということになっておるようで、だからそれについて案ちょっとあるということですので、ちょっと配ってもらって発委をすればどうかなということなんです。

趣旨としては、廣内委員に。

執行部は、計画停電に伴う節電を考えてるということ、態勢はできてるようです。

○熊田 司委員長　　そしたら、先に執行部のほうから報告事項があります。市長公室課長より報告事項がありますので。

市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和）　　順正学園、大学側から連絡がありました。7月14日に志知高校跡地の大規模改修起工式を行いたいということで、議員の皆様方にも御案内をさせていただきたいということで、時間はまだ確定しておりませんが、11時ぐらいというふうに聞いております。御案内をさせていただきたいと思います。

合わせて、議案第48号の適切妥当な御決定をいただきまして、ありがとうございました。

以上です。

○熊田 司委員長　　ほかに。

防災課長。

○防災課長（松下良卓）　　来月7月8日に、午前8時30分から第8回の南あわじ市消防団の操法大会がこの三原川河川公園で開催をされます。議長と総務委員の方々には御案内をさせていただいておりますので、御出席のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○熊田 司委員長　　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 ないようですので、執行部の皆さんにおかれましてはどうぞ退席を
してください。

(執行部退席)

○熊田 司委員長 そしたら、この大飯原子力発電所の再稼働についての意見書につい
て。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろ、他の議員の方の声も聞く中で、やはり拙速に過ぎるとい
うことと、あと、地域に対する経済的配慮をすれば、今ここまでする必要はないんじゃない
か。昨年の非常に逼迫した状況の中でもクリアできたという部分を考慮していき、むしろ
省資源型社会を築いていく上で、こういうことをきっかけにしてさらに世論を喚起してい
くことも可能ではないか。いたずらに、最高ピーク時の電力量だけをこれまでの実績に基
づいてやるということは、国民の安全な暮らしを犠牲にすることにもなるのではないかと
いうような懸念がいろんな方から声として出ているのが現状ではないかと思うんです。

確かに、ピーク時に対する予備的なものということで、また地元福井県あるいは大飯町
というところでは、了解というようなことも出されておるわけですがけれども、福島原発の
状況を見るならば、決して国民的合意ということにはなっていない。むしろ、地元の経済
的な不安感をカバーするということが大きな柱になっているような印象がぬぐえないとい
うこともありまして、やはり再考を求めるというスタンスは、今、必要ではないか。全国
の多くの自治体、特に福島原発に近いところの自治体などでは、そういう動きが非常に活
発であるというふう聞いております。やはり、そういう被災者の立場に立つならば、こ
うした対応というのは非常に傷をえぐるようなものでもあるし、失われた故郷、失われた
財産、家族を思えば、拙速な稼働ということは非常に問題が多いというようなことも思い
ますので、我々は今この時期にやはり国に対して再考を求め、安全なエネルギー政策、原
発の必要ない社会づくりのための英断を求めていくという思いというのは私は非常に強い
わけですがけれども、ここはさらにそういうものを緩やかに、多くの方の同意を得られるよ
うな内容にもなっておるかと思っておりますので、こういう立場で意見書を提出していく
ことは、非常に大事なんではないかなというふうに思います。

○熊田 司委員長 ほかに。

原口委員。

○原口育大委員 まず、そしたらこの意見書案の中身を検討せないかんと思うんですけ

ど、これだけか朗読していただいて、中身の検討に入ったらどうですか。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 読ませていただきます。

大飯原子力発電所の再稼働についての意見書（案）

昨年発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故は、今なお被災地域に大きなつめ跡を残している。

世界的に原子力発電の燃えかすであるプルトニウムが処理できない技術水準であることを考えると、人類にとり大きな脅威である。

一方、関西電力管内では、今回の電力需給の逼迫が深刻であることから、一昨年比15%以上の節電要請があり、市民生活や経済活動にも大きな影響を及ぼす計画停電の準備もされており、非常に厳しい状況にある。

原子力発電所の再稼働については、原子力発電所の安全性の確保と立地地域の住民の同意を得ることが必要であるが、現時点では原子力発電の安全性や国民の理解は十分に得られていない状況であり、国において第三者による専門的な機関による新たな安全基準を確立され、その安全性を徹底的に確保し、国民の理解を十分得て行うなど万全な対応が必要である。

こうした中、原子力発電に依存しない、持続可能で安心・安全な電力供給体制を一日も早く実現していく必要があり、国においては、エネルギー政策の抜本的な転換や、再生可能エネルギーの利用拡大を推進するためのあらゆる施策を講じることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ということです。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 このタイトルに、大飯原子力発電所の再稼働についての意見書となっ
とって、具体的に何を求めとるかというのが文章の内容では見えてこないんですけれども、
何を求めとるんでしょうか。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 再稼働については、国民の理解を十分得て行うということが必要であると。まだ十分な理解を得られていないと。ですから、再稼働について再考を求めるとい
うことが適切ではないかというふうに思うんですけれども。やっぱり国民の理解は大事だ

と。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると、一方関西電力管内ではというところには、エネルギーが逼迫して計画停電等の心配もあるというふうに、節電要請のこととかと並べて逼迫した状況を書いてあるわけですけど、そのあと求めている再開のためのハードルというのが、国民の理解を十分得て行う万全な対策が必要である。あるいは、抜本的な転換や、再生可能エネルギーの利用拡大を推進するあらゆる施策を講じることを求めるとなるとるわけで、その逼迫した状況と整合性がないように思うんですよ。逼迫した状況をどうやってクリアするんだという部分がないと、これだけ出すと厳しいとは思うんですよね。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 つけ加えるとするならば、国民的な節電への努力を求めながらというようにいいんじゃないですかね。例えば、経済活動優先ということではいろいろあるわけですけども、これは一般質問に出とったんかな、電球をLEDに変えとか、夏の公共施設等々での冷房へのそんな使わないでいきましょうというようなことですね。やっぱり夏のそのピーク時、8月の何日かの12時から3時ぐらいの一番のピーク時というのは、大体統計上出てると思いますので、そのときの対応ということが大事じゃないか。昨年、原子力発電所の何機かが稼働しとったということもあったかとは思うんですけども、節電効果があって、結局計画停電の予定しとったものがしないですんだ地域やケースも結構多かったんじゃないかなと。割と、電力供給台数安定してすんだんじゃないかなと、それをさらに努力に努めるということ。

それから、関西電力管内でも、原子力発電じゃない予備電力というのがあはずなんですよ。稼働してない揚力発電所とかね、あるんですよね。全部出てきてないですね、関西電力から。だから、今、関電が言ってるのは一方的なところがすごく多いと思いますよ。だから、本当に大飯原発だけでしょ、これ。再稼働というのはね。だからね、関電はやっぱり情報隠してるん違うかな。そういう部分をしっかりと求めてやる必要。それで、火力発電所でもサボってきたと思うんですわ、修理とか再稼働に向けて。必要な努力やってないと思いますね。そういう関電の、もう原発ありきの路線を認めていくようなことやっぱりこれはしてはいけないと。足らなければ、その余裕のあるところから、四国電力や中国電力やいろいろんなところからまた電気分けてもらったらいいで、本当にやるべき努力がちゃんとやられているかどうか私は疑問ですね。と思います。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 そういう考えも当然よくわかるし、そういうことで昨年9月27日には今言うたことよりもっと厳しいような内容の意見書出しとると思うんですよね。ここで出すんだったら、もっと、今、地元なり政府なり、関西広域連合も大飯の再稼働については同意しとるような感じを受けてますけど、それについて反対やということを出さないと、昨年9月に出したのより緩いものを出しても意味がないんじゃないかなというふうに思います。

○熊田 司委員長 ほかに、意見。
北村委員。

○北村利夫委員 原口委員言うてることよくわかります。結局、関電は厳しい言いよる、それからいわゆる広域連合でもその厳しさに負けてきよるわけやけども、ただ一般家庭についてどういう節電対策していくんやということは、これは対案としていってるん違うかなど。というのは、物すごい厳しい状況にある、企業なんかは節電に対していろんな対策とってる、ほな家庭でどんな対策とってるんやということになってくるよってに、家庭内でやっぱりもっと節電に協力とか努力の文面をここに付け加えるということになるん違うかなどというふうに思うねんけどな。ただ、前回出したやつとの比較となったらきつくならんいかんのやけど、本来は。

○熊田 司委員長 ほかに意見ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 文面がこれしか準備できてないんですけども、今の趣旨をどうするかということなんですが、やはり大飯原発というのは全国の原発再稼働へのきっかけみたいだね。これが通れば、また全国で原発再稼働みたいな話にいく一つの、ここでとめるかとめないかというようなことが、今後かなり大きく情勢変わるといような印象もあるんですけども、やはり大飯原発が関西電力の管内にあって、ここが非常に国民的焦点になっているということも踏まえるならば、やはり今ここで出しておくことは大事じゃないかと。今後のエネルギー政策の根幹にかかわる原発を引き続き認めていくのか、それに取ってかわるエネルギー政策へと大きくかじ取りを進めていくようなことにしていくのか、非常に大きな分かれ目であるというふうに思いますので、やっぱり再生持続可能な安心・安全なエネルギー政策ということの基本においた先の意見書の趣旨を踏まえて、関西電力のさらなる経営努力、また原発に頼らない発電への責任の体制の構築、こういったことも入れな

がら、また国民一人ひとりの努力、これも求めつつやはり政府としてはそういう総合的な責任を果たせと。国民に対しての呼びかけであったり、寄与に対しての指導であったり、国としてやるべき責任が果たせてないということを盛り込んでみてはどうかというふうに思うんですけど。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 この下の5行というのは将来的な展望よな。ただ、そやから近々の話があるわけよの。というのは、この夏の電力事情どない乗り切ろかということやねんから、そやから本当にこれを動かせへんかったら節電するしかないわけやから、それはもう個々の努力が最大限なかったら乗り切られへんと。ただ、その部分についても先ほどあったけども、本当にピーク時、本当に1週間か10日の話やろなというふうに思うんよな。その部分を、いわゆる電気を消す時間、もっと絞り込んだらね。ここからここまでは、家庭内の電力はもう要らんものは全部消してくださいよというような呼びかけ。企業なんかは今デマンドシステム。うちらでも従業員はセットしていくんやけども、それ以上下がらんようにしてあるねん。冷房設定は28度やというても、25度にしたって28度にしか下がらへんように。

○熊田 司委員長 そうしましたら、その案については昼からということになりますので、13時30分再開といたします。

(休憩 午後 0時20分)

(再開 午後 1時30分)

○熊田 司委員長 午前中に引き続きまして、大飯原子力発電所の再稼働に対する意見書の件で意見を述べていただきたいと思いますが、まず2つ案が出ておりますので、それぞれ1度拝読をしてもらいたいと思います。

まず、廣内委員。

○廣内孝次委員 それでは、原子力発電所の再稼働を慎重に判断するよう求める意見書。昨年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発電所周辺地域のみならず、日本全国に大量の放射性物質を放出・拡散され、国内においてはかつて経験したことのない深刻な放射能汚染を引き起こした。

この事故から既に1年を経過したにもかかわらず、今だ高濃度放射能汚染によって現場

に人間が近づくことができず、事故の実態・原因の解明ができない状態にあり、事故が収束したとは言いがたい状況が続いている。

今回の事故で避難措置がとられている福島県内の市町村で、約9万7,000人に及ぶ人々が住みなれた家や職場を迫われ、故郷に帰れる見通しもなく、苦痛な避難生活を送っている。

現在、福島第一原子力発電所の事故の原因が究明されていない現状で、安全基準や対策は本来確立できない。そもそも全国の原子力発電所がどの程度の地震や津波に見舞われるのかの想定さえ見直しが迫られているのに、安全が確保できているかのように言うのは新たな安全神話そのものである。

世界有数の地震国日本は原発の立地条件が悪く、また原発技術は未完成で危険な上、放射性廃棄物の処理方法が全く確立していないなど問題点が多いため、政府は現状を厳粛に受けとめ、原発から撤退を決断することを求める。

1. 大飯原子力発電所の稼働は、夏場限定の条件付とすること。
 2. 原子力発電を早期に見直し、自然エネルギー政策を推進すること。
- 以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 表題はつけてないんですが、つけるとすれば大飯原子力発電所の再稼働について再考を求める意見書というふうにしたいと思います。

本文。

政府は、現状のままでは今夏電力不足に陥る可能性があるとの判断から、大飯原発再稼働に向け大きく足を踏み出そうとしている。野田首相は「福島を襲ったような地震・津波が起こっても、事故を防止できる対策と体制は整っている」と断言した。しかし、福島原発事故の原因究明はなされておらず、政府みずからがとりあえずの対策として指示した30項目の安全対策、そのうち免震事務棟・フィルター付ベントなどが設置されるのは3年先である。いまだに、大飯原発をどのような地震・津波が襲う危険があるのかは解明されていない。福島原発の事故の検証がなされておらず、安全基準も専門家委員の議論を踏まえたものとはなっていない。

政府が繰り返し、電力不足や料金値上げになれば国民の安心が脅かされるというが、そもそもこれらの問題と原発再稼働とはてんびんにかけてよい問題では決してない。加えて、電力不足などの問題についても、その具体的根拠は何ら示されていない。夏場の電力時期について、ピーク時はどれぐらいの時間帯・日数なのか。原発が再稼働しなかった場合、天然ガスなどの火力の活用、電力融通、節電努力などによってどれだけ需要を減らし供給をふやせるのか、これらも具体的には明らかにされていない。野田首相は、大飯原発の再

稼働がなければ日常生活や経済活動が混乱するというが、その具体的な根拠も示さず、おどかしのような言葉によって再稼働を迫ることは許されるべき態度ではない。

また野田首相は、夏場限定の再稼働だけでなく、原発は重要な電源であり今後も運転を続けると踏み込んでいるが、関西広域連合の夏場限定の条件付合意と反するものである。安全神話を復活させることなく、国民の節電への努力を喚起し、関西電力には必要な電力を総力を挙げて確保するよう求め、さらに原発立地への経済的な代替措置を講じることが、今、政府に求められている最低限の責務である。

こうした現状を踏まえ、拙速な大飯原発の再稼働は、国民の安全を脅かすものと断ぜざるを得ない。よって、大飯原発の再稼働については、慎重な態度で臨むよう再考を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。という文章です。

○熊田 司委員長 ありがとうございます。

それでは、この2つ意見書がありますが、この内容について意見をお聞きしたいと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 廣内委員読まれた文章のうちの最後の3行目ですね、ここまでいくのではなくって、関西広域連合での対応以下のところぐらいに変えてもらったら、あとはもう大体同じような内容かなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。私が読んだ分のね。この3行を変えてもらったら、大体同じ内容になるんかなという印象を持ったんですけども。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もう一つ言うならば、その電力不足に対する対応とかね、ここも原口委員がおっしゃったような観点も多少いるんかなという気もするんですけど。この、安全神話とかいうところのこの上段はもう言うことがない文章やと思います。そこまでのところはね。それに、今言うた電力不足の対応とか、関西広域連合での議論とか、この2つの部分が入れば非常にまとまった文章になるような印象を持ちました。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 廣内委員のほうの、項目として2つ挙げてて、夏場限定の条件付とすることというのと、自然エネルギー政策を推進することという2つを挙げとるわけですけ

ど、本文のほうでは原発から撤退を決断することを求めるとなるとるんで、そない言うといて夏場限定では認めますというのもおかしいなと思うんで、そういうところがちょっと気になります。だとすると、蛭子委員の出したほうが首尾一貫はしとるんかなという気はするんで、ただ賛成がどうなのかというのは僕はちょっと決めかねるんですけど、文章の流れからしたら、蛭子委員のほうの流れとしては、筋書きとしては通つとんのかなというふうな印象を持っています。

○熊田 司委員長 廣内委員、どないですか。

○廣内孝次委員 結果的には同じことを言うと思うんで、特にこだわりはないんです。あくまで、原発はあかんのじゃないかというそういう意見です。どっちもそういうような勘定で、このたびは大飯原発が再稼働ということを踏まえて、特にやはり原発は危ないものであるし、これから先やはりそれはやめて安全な電力需給かな、そういう方法に移っていくべきであるという考え方は一緒や思うんです。ですから、どちらでいっても最終の目的は同じだと思います。

○熊田 司委員長 私としましては、要するに廣内委員のほうは夏場限定やと、一応認めてると。蛭子委員のほうは、夏場限定はおかしいと。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、もう夏場限定とかそういうことを出さな、関西広域連合の主張も踏まえながら対応したらどうですかというニュアンスも出とるんですけども、それはもう政府に判断求めると。どちらともとれる部分はあるかなと思うんですけどね。今のままでいけば、夏場限定というのも厳しいかなとは思うんですけどね。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 蛭子委員のほうでいきますか。文章的にはぐっと流れがええ感じですが、はっきり言えば。ちょっと切り貼りの勘定が強いから。どないですか。そこらちょっと検討していただいて。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 ジャッジする立場としては、どっちかに搾っていただいて、それぞれを採決してええですけど。どっちかに搾ってもらって、採決するんがええんかなと思っ

たりはしますけど。

○熊田 司委員長 わかりました。

廣内委員。

○廣内孝次委員 僕、いつもちょっとこういうんで気になるのは、固有名詞入るんはちょっと極力やっぱり気にはなるんです。地名とか人名は、やはりやっぱり特に思うところがあるんで、それさえ考慮していただければと特段、そういう形でいくんであればどちらでも。

○熊田 司委員長 すいません、もし本会議のほうでいろんなほかの議員から言われたときに、総務常任委員会では、この夏場限定で大飯原発については再稼働を認めるのか認めないのか、どういう意見がありましたかとか言われたときに、あいまいやったら両方意見がありましたというのもありかなと、総務常任委員としての。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私のまとめは、絶対動かしてはいけないということじゃなくて、慎重な態度でもっと議論を尽くして、例えば3年先や言わんと、ベントフィルターやということもないものは稼働させたらあかんというのが基本だと思うんで、本当はね。だから、そういう議論も踏まえて慎重な態度でと、まだ拙速でないかということ突き詰めていけば、夏場限定というのもちょっと今よろしくないんじゃないかということになると思うんです、それはね。突き詰めて言えばね。そういう話じゃないかと思うんです。

○熊田 司委員長 蛭子委員が言われたのは、要するにもう再稼働というのは拙速すぎるんやという考え、今の考えでは。廣内委員は、一応夏場限定という条件もついてるんですけどもその分は拙速と、夏場限定とかいうんではなしに、拙速であるということでもうよいということよろしいですか。

○廣内孝次委員 結構です。

○熊田 司委員長 そうなってくると、そしたら廣内委員が出してきた意見書と、蛭子委員が出してきた意見書、これどちらを中心として考えるかということのまず採決ですよ。ね。固有名詞とかそういうところを。

原口委員。

○原口育大委員 そしたら、何か一本化できたみたいですけど、さっきの見出しの件と、それとこの全体の形式というか、そこら辺事務局の意見というか、気になることがあったら、ちょっとチェックしてから固まったものを採決されるほうがええのかなというふうに思うんですけど。

○熊田 司委員長 ここで、暫時休憩をいたします。
再開を14時からにさせていただきます。

(休憩 午後 1時47分)

(再開 午後 2時00分)

○熊田 司委員長 それでは、再開をいたします。
そうしましたら、意見書の案について、すみません事務局、もう一度この内容を読んでいただけますか。

○議会事務局次長（阿閉裕美） それじゃあ、朗読します。

大飯原子力発電所の再稼働について再考を求める意見書（案）

政府は、現状のままでは今夏電力不足に陥る可能性があるとの判断から、大飯原発再稼働に向け大きく足を踏み出そうとしている。政府は、福島を襲ったような地震・津波が起こっても、事故を防止できる対策と体制は整っていると断言した。しかし、福島原発事故の原因究明はなされておらず、政府みずからがとりあえずの対策として指示した30項目の安全対策、免震事務棟、フィルター付ベントなどが設置されるのは3年先である。いまだに、大飯原発をどのような地震・津波が襲う危険があるかは解明されていない。福島原発の事故の検証がなされておらず、安全基準も専門家委員の議論を踏まえたものとはなっていない。

政府が繰り返し、電力不足や料金値上げになれば国民の安心が脅かされるというが、そもそもこれらの問題と原発再稼働とはてんびんにかけてよい問題では決してない。加えて、電力不足などの問題についても、その具体的根拠は何ら示されていない。夏場の電力需給について、ピーク時はどれぐらいの時間帯・日数なのか。原発が再稼働しなかった場合、天然ガスなどの火力の活用、電力融通、節電努力などによってどれだけ需要を減らし供給をふやせるのか、これらも具体的には明らかにされていない。政府は、大飯原発の再稼働がなければ日常生活や経済活動が混乱するというが、その具体的な根拠も示さず再稼働を迫ることは許されるべき態度でない。

また、政府は、夏場限定の再稼働だけでなく、原発は重要な電源であり今後も運転を続

けると踏み込んでいるが、関西広域連合の夏場限定の条件付合意と反するものである。安全神話を復活させることなく、国民の節電への努力を喚起し、関西電力には必要な電力を総力を挙げ確保するよう求め、さらに原発立地への経済的な代替措置を講じることが、今、政府に求められている最低限の責務である。

こうした現状を踏まえ、拙速な大飯原発の再稼働は国民の安全を脅かす恐れがある。よって、大飯原発の再稼働については、慎重な態度で臨むよう再考を強く求めるものである。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○熊田 司委員長 どうもありがとうございます。

それでは、これについて意見ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 どうも、なかなか細かいところをよう理解せんというか、全体としてはこれでええんですけど、ただ細かいことをいっぱい書いてあることで、かえって何か自分としてはわかりにくくなってしまつとるんで、これも実際にどうかはちょっと僕もまだ自身がないねんけど、仮に僕が出すとしたら、「大飯原子力発電所の再稼働について再考を求める意見書」これはこれでええと思うんです。「政府は現状のままでは今夏電力不足に陥る可能性があるとの判断から、大飯原発再稼働に向け大きく足を踏み出そうとしている。政府は、福島を襲ったような地震・津波が起こっても、事故を防止できる対策と体制は整っていると断言した。しかし、福島原発事故の原因究明はなされておらず、安全基準も専門家委員の議論を踏まえたものとはなっていない。」前段は僕そうやと思うんです。その細かいとことというのは、かえってややこしくなるような気が、僕の個人的なあれですけど、思います。

「政府が繰り返し、電力不足や料金値上げになれば国民の安心が脅かされるというが、そもそもこれらの問題と原発再稼働とはてんびんにかけてよい問題ではない。」で切ったほうがすっきりするような気がします。

「こうした現状を踏まえ、拙速な大飯原発の再稼働は国民の安全を脅かす恐れがある。よって、再稼働については慎重な態度で臨むよう再考を強く求めるものである。」と、今ちょっと読んで中で、僕の印象としては、今言うたぐらいのことでいけば僕の頭でもすつと理解はするんですけど、間にいろいろ入ると何かかえってわかりにくく、僕としてはです。わかる人にはそのほうがええんだろうけど、僕としてはわかりにくいという印象を受けました。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　そうですね、その意見書として長い文章になってる部分はあるんで、それは整理してもいいかなとは思いますが、あまり切ってしまうとどうかなというのもあるんですけどね。当初は、原口委員おっしゃったように、だからどうせいというのだみたいな話が出たときに、例えばここで具体的に言ってるのは、需給の関係の絡みがないじゃないかと、あるいは関西電力がもっと活用するとかいうこともできるんじゃないかとか、国民への呼びかけも必要じゃないかとか、そんなような話も当然議論としてはあった話やと思うんですよね。この委員会の中でね。そういう部分を踏まえておくほうが、当日趣旨説明をするときにもしやすいでないかなと。これはもう全く反対の考えなんですけども。そう思ったんですが、どうでしょうかね。

○熊田　司委員長　　原口委員。

○原口育大委員　　僕としては、今ここに書いてある細かいというか、個別のことというのはよくわかるんですよ。だから、それは成案をとるか、意見書の文章をコンパクトにしても、仮に説明が求められたときには、その今言うてた免震事務棟であったりフィルター付ベントであったりとか、ピーク時の需給のことであったりとか、そういう説明はできるというかわかってもらえるような気がするんで、極力簡単にして、起承転結みたいな内容にしたほうが賛同を得やすいん違うかなというような気はするんですけどね。

○熊田　司委員長　　この内容について、どうですかね、あんまりこちらの意見言うても。廣内委員はどうですか。

○廣内孝次委員　　一応、僕も、ある程度細かいとこに触れなくてもいいんじゃないかと。趣旨は、大体ニュースでも今まで流れていて理解されている人も多いし、あんまり細かいとこまで入っていく必要がないんじゃないかとやはり思うんで、ある程度細かい点省いて、言いたいことのぼけないような勘定の程度でぼんといくほうが、よりインパクトがあっただえんじゃないかという気がします。

○熊田　司委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　今、原口委員おっしゃったのは、この意見書（案）の4段目の後半、政府みずからがということから、この第1段落の「福島原発の事故の検証がなされておらずまでは切って、原因究明はなされておらず安全基準も専門家委員の議論を踏まえたものとはなっていないとする。」ということですね。第1段落はね。この1、2、3、4行半ぐらいは削るということでしょう。そして、その次の第2段落はもうこれいらないと。

それでいきましょか。

○熊田 司委員長 それで、廣内委員もよろしいですか。

○廣内孝次委員 結構ですが、北村委員が言いよった、やっぱり節電の訴えというのは、もうちょっとPRしてもらおうというような勘定の文言をちょっと入れてもええんじゃないかと思うんですけど、企業は恐らく徹底されとるけども、一般家庭云々ということで意見を言われておったんで、その点もどっか入るところがあれば入れるほうがいいんじゃないかと思うんですけど、どないでしょう。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、第3段落のこの「安全神話」という言葉がありますよね。ここに「政府は」と、あるいはここからいかすというのはどないですか、ここから下へ3行。3段目。ここへ入れたら、原口委員どないですか。

「講じることが、今、政府に求められている最低限の責務であるとかここまで言わんと、今、政府に求められているのは」

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 読みますとね、2段目からいきますよ、「政府が繰り返し、電力不足や料金値上げになれば国民の安心が脅かされるというが、そもそもこれらの問題と原発再稼働とはてんびんにかけてよい問題では決してない。今、政府に求められているのは、安全神話を復活させることなく、国民の節電への努力を喚起し、関西電力には必要な電力を確保するよう求め、さらに原発立地への経済的な代替措置を講じることである。」と。それで、最後のページにつながと思うんですけど。それでいきませんか。

○熊田 司委員長 今の案に対してはどうですか。

私個人といたしましては、その「原発立地への経済的な代替措置を講じることである。」という文章があるかどうか。そこまでこちらのほうで入れる必要があるのかどうかという。そこがなくても、さっき言うたように、「今、政府は安全神話を復活させることなく、国民への節電の努力を喚起し、関西電力には必要な電力を総力を挙げ確保するよう求めることである。それで、こうした現状を踏まえ」みたいな形で、そこでまた蛭子委員の言うたことちょっと削るんやけど、それで続けてもええんではないかなと思ったりはします。

○蛭子智彦委員 委員長がおっしゃるなら、こだわりません。

○熊田 司委員長 そしたら、一応今度25分再開ということで。

(休憩 午後 2時17分)

(再開 午後 2時25分)

○熊田 司委員長 それでは、再開をいたします。
もう一度、意見書の案を朗読していただきます。

○議会事務局次長（阿閉裕美） 大飯原子力発電所の再稼働について再考を求める意見書。

政府は、現状のままでは今夏電力不足に陥る可能性があるとの判断から、大飯原発再稼働に向け大きく足を踏み出している。政府は、福島を襲ったような地震・津波が起こっても事故は防止できる対策と体制は整っていると断言した。しかし、福島原発事故の原因究明はなされておらず、安全基準も専門家委員の議論を踏まえたものとはなっていない。

政府は繰り返し、電力不足や料金値上げになれば国民の安心が脅かされるというが、そもそもこれらの問題と原発再稼働とはてんびんにかけてよい問題ではない。今、政府がすべきことは、安全神話を復活させることなく、国民の節電への努力を喚起し、関西電力には必要な電力を総力を挙げ確保するよう求めることである。

こうした現状を踏まえ、拙速な大飯原発の再稼働は国民の安全を脅かす恐れがある。よって、大飯原発の再稼働については慎重な態度で臨むよう再考を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○熊田 司委員長 この案にてよろしいですか。
原口委員。

○原口育大委員 それから、2行目の「大きく足を踏み出している。」と、そこで次は改行して、「政府は」にしたほうがええと思います。でないと、ここ改行しないとどうもちょっとわかりづらく。

○熊田 司委員長 よろしいですか。

そうしましたら、今、意見書のほうはまとまりましたが、当委員会で大飯原子力発電所

の再稼働に関する意見書の発委を行うことについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、当委員会から発委を行うこととします。
ほかにございませんね。
それでは、以上をもちまして総務常任委員会を終了いたします。
本日は長時間御苦勞さまでした。

(閉会 午後 2時28分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年6月15日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 熊 田 司